

## 避難行動要支援者避難支援制度について

風水害や地震などの災害時に、一人で避難できない高齢者や障がい者の方々が、安全に避難をするための仕組みです。

避難支援が必要な人の名簿や個別避難計画を作成して、平常時は地域での見守りや避難訓練に活用し、災害時には避難行動の支援や安否確認等に活用します。

オンラインで簡単に登録できます→

URL:<https://logoform.jp/f/9yNb0>



### ● 避難行動要支援者名簿と個別避難計画

避難行動要支援者名簿（全件名簿）へ登録する要件は次のとおりです。（施設入所者、長期入院をしている方は除く。）

#### 【避難行動要支援者名簿登録要件】

- ア) 介護保険法における要介護認定3以上
- イ) 身体障害者手帳1～2級
- ウ) 療育手帳A判定
- エ) 精神障害者保健福祉手帳1、2級
- オ) 特定疾患治療研究事業の医療費助成認定を受けている難病患者等
- カ) その他災害時に支援が必要で名簿登録を希望する方（手上げ方式）



この内、避難支援関係者への情報提供に同意いただき、個別避難計画の作成を希望する人について、避難行動要支援者名簿（同意あり名簿）と個別避難計画を作成します。名簿は、自主防災会や民生委員、社会福祉協議会、近隣住民などの避難支援関係者へ提供します。

### ● 避難支援の基本方針

高齢者や障がい者等の避難を支援する人も、被災者となることがあります。避難を支援する人も、まず自身と家族の安全を確保し、無理のない範囲で行動を行うようお願いしています。名簿登録や個別避難計画の作成が、災害時の避難支援を保証するものではありません。

また、避難を支援する人へ名簿等を提供する時には、避難訓練や避難支援以外の名簿利用を禁止し、知り得た情報が漏れることが無いよう注意するようお願いします。

## 災害に対する日ごろの備え ご家族や援助者さんといっしょに確認しましょう。

大きな災害が発生したときには、地域の人たちもケガをして、支援ができなかったり、すぐに救助活動を始めることができない場合があります。

災害時に命を守るため、ご家族や援助者さんといっしょに、家庭での備えを確認しておきましょう。また、日ごろから地域との交流を心がけましょう。

### 家の中は安全ですか

- 出入口や通路には物を置いていない
- 家具、エアコン、絵画等の下に頭を向けて寝ていない
- ガスコンロの周囲に燃えるものがない
- タンス・冷蔵庫などを壁に固定してある

※伊豆の国市には、高齢者や障がい者等の世帯の家具の転倒対策として、自宅の家具を6台まで無料で固定する制度があります。

【家庭内家具等固定推進事業に関する問合せ先】危機管理課 電話 055-948-1482

### 非常用持ち出し品を用意していますか

- お名前、住所や連絡先がわかるもの（身分証の写しなど）
- 生活に必要なもの  
(飲料水、食料品、懐中電灯、歯ブラシ、ティッシュペーパー、タオル、おむつ、ポリ袋、毛布、使い捨てカイロ、現金、マスク、体温計など)
- 医療を受けるときに必要なもの  
(保険証、高齢者受給者証、介護保険証、特定疾患医療受給者証など  
※コピーやスマホでの撮影、アプリ活用も有効です)
- いつも飲んでいるお薬（常備薬）
- おくすり手帳または最新の処方箋
- 使用している医療機器（人口呼吸器、酸素ボンベ等）  
(緊急時の対応方法の確認、予備電源の確保)
- かかりつけ医の連絡先や連絡方法

救急医療情報キット



※伊豆の国市では、高齢者や障がい者等の方に、緊急時の医療活動に必要な情報を保管できる救急医療情報キットの配布を行っています。

【救急医療情報キットに関する問合せ先】長寿介護課 電話 0558-76-8011

<避難行動要支援者避難支援制度に関する問合せ先>

社会福祉課 電話 0558-76-8036 FAX 0558-76-8029

Mail fukusi@city.izunokuni.shizuoka.jp